

佐野市監査委員告示第3号

財政援助団体監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年1月31日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査の対象

令和5年度佐野休日・夜間緊急診療所運営補助金に係る出納その他の事務の執行
財政援助団体 一般社団法人佐野市医師会
（市所管部署 健康医療部健康増進課）

第2 監査期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料について、内容調査、照合、検査等を行うとともに、団体及び市所管部署の職員から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査の結果

事業は、その目的に沿って運営され、経理事務についても関係帳簿の係数に誤りがなく、概ね適正に執行されたものと認められた。